

フランス刑事訴訟法における 公訴権と私訴権の史的展開

— (二・完) —

水谷規男

目次

- 一 はじめに
- 二 訴権の生成と初期弾劾手続
- 三 糺問手続と公訴権，私訴権
- 四 革命期における公訴権と私訴権の変遷（以上12巻1号）
- 五 治罪法典の制定と公訴権，私訴権（以下本号）
- 六 治罪法典以降の発展
- 七 おわりに

五 治罪法典の制定と公訴権，私訴権

(1) 法典編纂の性格とその背景

フランス革命期の刑事司法はその初期においては権力不信を背景として、司法権が国民に帰属するという考え方に立脚した法体系によって規律されていた。ところが革命が収束し、新興ブルジョアジーの支配体制が確立するにしたがって犯罪鎮圧の効率化が指向されるようになり、司法も権威主義的、中央集権的傾向を強めていった。この経緯は、1791年法の「司法の民衆的原則（principe populaire）」から「皇帝の司法権」への移行としてしばしば反動、専制国家への回帰ととらえられている。しかし反面ナポレオン政権は、革命の成果として獲得された市民（ブルジョアジー）の権利の安定化をも目指しており、ナポレオンの主導による法典編纂作業は、政権自体の中央集権化の志向や伝統的実務の影響を受けながら革命期の法原則を体系化するという、妥協的で複合的な性格を持っていた。治罪法典の起草作業は、法典編纂全体の複合的性格に加えて、犯罪鎮圧という権力者側の重大関心事を扱うものであったが故に多難なもので

あった。「改革された刑事訴訟法」のモデルとして大陸諸国の立法にも多大な影響を与えた治罪法典の起草作業の経緯を明らかにすることは近代刑事訴訟法の原点を探るための重要な作業である。以下では訴追制度をめぐる議論を中心に起草作業を概観することとする。

(2) 編纂作業の開始

刑事法典の起草作業は、革命暦9年(1801年)ジェルミナル7日の統領布告により設置された起草委員会によって始められた。委員会はわずか3ヶ月の間に1169ヶ条に及ぶ草案を起草し、政府に提出した。草案は実体法と手続法の2部から成っていたが、短い起草期間からも窺えるように、その手続規定は陪審制をはじめ罪刑法典の手続制度を大部分維持したままであった。⁽²⁾ところが、徹底した改革を断行しようとするナポレオンはこの草案に満足せず、破棄院以下各地の裁判所に草案を送付して広く法曹の意見を求めることとした。⁽³⁾

草案は、各地の裁判所から寄せられた意見を付された上で国務院(Conceild'Etat)の立法部に送られ、実質的な審議はここで行われることになった。また、草案に付された意見の他に破棄院に対しては、実務上不都合な立法の諸規定について立法部で報告することが求められた。実際、破棄院の代表は革命暦11年の第3補足日に立法部の会議に出席し、陪審制は重大な犯罪が不処罰のまま放置される状態を招いており、また陪審の構成にも欠陥があると述べていた。⁽⁴⁾

このように、草案を基礎として実務家達の意見が広く求められ、以後の審議においても参酌されることになったため、起草作業は当初から実務的観点をかなり重視する傾向を持っていた。また、意見を提出した司法官達の多くは革命前の1670年のオルドナンスの下で長年実務に携わっており、提出された意見には彼らの保守的傾向が強く反映されていたことを注意すべきであろう。

(3) 国務院における草案の審議

国務院の審議は革命暦12年(1804年)プレリアル2日から始められた。前述のように、多様な意見を下敷きとして審議が行われることになったため、政府側は先ず主要な論争点を明確にすることを求めた。この求めに応じて、プレリアル16日の会議でビゴ・プレアムヌウ(Bigot-Préameneu)が草案全体について14の問題点を明らかにした。⁽⁵⁾審議は第1の問題点であった陪審制の存廃をめぐる早くも白熱した様相を見せたが、国務院においては公正な判断を保障するものとして陪審制を積極的に評価する意見が多数を占め、起訴陪審、判

決陪審ともに存続が決定された。⁽⁶⁾

公訴権と私訴権に関する草案の規定は、罪刑法典同様公訴権が検察官によって行使されること（1条）、時効等によって訴権が消滅すること（2条）、私訴権が公訴権と同時に同一裁判官の前で行使され得ること（3条）を定めていた。この最初の3ヶ条は国務院の審議でもほとんど異議なく採択された。草案4条は、私訴権の放棄は公序を害する軽罪、違警罪については公訴権の行使を停止または中断する効果を持たない旨を規定していた。起草者の1人ウダールは、被害者が犯罪を許す場合にはもはや訴追を行なうべきでない軽罪（軽微な傷害罪等）も存在するとの補足意見を述べたが、犯罪を不処罰のまま放置すべきでないという意見が多数を占めたため、4条では私訴権の放棄が公訴権の行使には影響を及ぼさないことが規定されるに止まった。⁽⁷⁾

(4) ナポレオンの介入

国務院における草案の審議は、検察官（公安司法官）の権限をめぐる再び白熱した。特に刑事法典の起草に当初から関心を示し、強力な刑事司法が実現され得る法典が作られることを望んでいたナポレオンは、①訴追権を検察官だけでなく裁判所自体にも与えること②民事・刑事の裁判所制度を統一すること③大司法官団（grands corps judiciaires）を形成して司法の権威を高め、犯罪者が蒼白になるような強力な処罰体系を作り上げることを要求した。ナポレオンのこの提案は裁判官の権限を無制限に拡大するもので、陪審裁判の原則に合致しないとする激しい反論を引き起こした。⁽⁸⁾

他にもナポレオンは公安司法官を政府が任命する知事（préfet）の監視の下に置き、犯罪の訴追について政府の意向を反映させようとする提案などを行なった。⁽⁹⁾以上の諸提案からも窺えるようにナポレオンの主張は処罰の効率化、司法の中央集権化を強く指向するものであった。国務院ではナポレオンの主張に対応するため、検察官の権限や司法組織の統一について審議を重ねたが、結局民事・刑事の裁判所の統一の問題で暗礁に乗り上げ、すでに400ヶ条の条文の審議を終えていた刑事法典の起草作業は、その後3年間停止されてしまうことになった。

審議は1808年1月に至ってようやく再開された。このときには以前の刑事法典草案は刑法典草案と治罪法典草案の2つに分けられていた。審議の再開に当たって立法部の報告者トレラル（Trailhard）は以前の審議でビゴ・プレア

ムヌウの示した14の問題に沿って審議を進めることを明らかにした。そのため治罪法典草案の審議は再び陪審制の存廃の問題から行なわれ、判決陪審については存続が決定されたものの、革命暦9年の法律で書面審理しか行ない得なくなっていた起訴陪審は無用のものとして攻撃され、結局廃止されることになった。⁽¹⁰⁾このようにナポレオンは終始強力な司法組織を作り上げることに関心を示し、犯罪の激増に対応して設置された特別裁判所においては陪審による審理を排除する等陪審制に対しては否定的な態度を示していた。

(5) 訴追原則に関する審議

起訴陪審の廃止が決定されたのを受けて、国務院では草案の逐条的審議の中で訴追の方式や検察官の権限が議論の対象となった。検察官は革命暦9年の法律ですでに訴追機関としての地位を与えられていたが、草案2条では検察官(帝国検事(Procureur impérial))の権限に令状の発布等の権限が加えられていたため、当事者である検察官に予審行為を行なわせるべきでないという強い批判が加えられた。例えば大法官カンパセレスは、検察官に予審行為を行なわせることは訴追と予審の集中によって手続を促進する効果を持つものであっても予審の公平さを損ない、彼が「想像上の犯罪を認定するために市民の住居に立ち入ること」まで可能にすると述べ、訴追を確実にこなうために検察官に証拠収集に必要な権限を与えるべきだとする草案報告者トレラールらと鋭い対立を見せた。⁽¹¹⁾結局、検察官には現行犯の場合に限って罪体を確認し、証拠を収集する強制的権限が与えられることになり、訴追が第一義的な検察官の職務であることが確認された。

ところが、検察官による訴追の原則が確認された後にもナポレオンは裁判所に訴追命令の権限を与えて検察官の訴追が不十分な場合にも裁判所の権威によって処罰を確実にするという、職権訴追併用のプランを立法化することを求めた。結局裁判所の訴追に対する関与は、治罪法典自体では関連事件についての帝国裁判所起訴部の補充予審命令権(235条)として規定されたにすぎなかったが、司法組織に関する1810年4月20日の法律11条によって端的に訴追命令権が規定されるに至った。⁽¹²⁾このことから窺えるように治罪法典起草時には、訴追は検察官の義務であるという考え方が支配的であり、政府側は検察官によっても訴追が有効に行ないえない場合を想定し、それに裁判所の権威を以て必罰的に対処しようとしていたことがわかる。

(6) 被害者の権利をめぐる審議

公訴権と私訴権が峻別され、公訴権は検察官に委ねられ、私訴権は伝統的な権利として被害者に属するという罪刑法典以来の考え方は治罪法典の起草に当たっても格別議論されなかった。従来私訴権を行使する被害者が刑事手続を開始させる権利を持っていたことと検察官が訴追権限を委ねられることとの調整も厳密には検討されないまま草案の審議は進められた。予審の請求についての検察官と私訴原告人との関係については、カンバセレスが「犯罪によって被害を受けた者が告訴し、私訴原告人となったときには帝国検事が訴追の拒否によってそれを抑制する必要はない。その場合正義は告訴当事者が予審判事に訴え得ることを望む⁽¹³⁾。」と述べていた。しかし条文上は63条に被害者が予審判事に対して告訴をし、私訴原告人となり得ることが規定されたに止まった。すなわち、予審を経る場合に被害者が検察官の意志に反してでも訴追（予審請求）を行なうことができるのか否かは条文上も審議の過程でも明確にはされなかったのである。

但し、予審を経ない軽罪、違警罪についてはこのような解釈上の疑義は生じ得なかった。なぜなら国務院に提出された草案は最初から被害者が直接呼出（*citation directe*）⁽¹⁴⁾によって事件を裁判所に受理させることを認めていたからである。被害者は直接呼出の権利を行使することによって検察官と対等に公訴権を始動させることができ、公訴原告たる検察官は公訴追行を義務付けられることになる。しかし、このことに対する異議は草案の審議の過程でも見い出されない。また、治罪法典は被害者を刑事手続における当事者として位置付け、手続上の諸権利を厚く保障している。被害者（私訴原告人）の権利を制限し、あるいは否定しようとする見解は起草時の審議でもほとんど見られず、被害者は損害賠償の獲得という正当化根拠のもとに公訴追行そのものに関与することを認められていたのである。

(7) 採用された手続の特徴

治罪法典草案は9つの法律案に分けて国務院と立法院で審議、議決され、最後の法律が1808年12月16日に成立したことによってその全体が確定された。そして治罪法典は刑法典と司法組織に関する法律の成立を待って1811年1月1日から施行されることになった。

このように長期にわたる審議を経て成立した治罪法典はナポレオンの指向し

た中央集権的司法、実務法曹の保守的傾向、そして革命期に採用された弾劾的・当事者主義的手続の妥協の産物であった。法典は予審の局面では革命暦9年ブリュヴィオーズ7日の法律を受け継いで書面主義、秘密主義を原則とし、公判手続では公開主義、口頭主義を原則としていた。この点をとらえて、治罪法典の手続制度は糺問手続と弾劾手続の混合型であるとか、両者の和解的体系であるという特徴付けがなされている。この他治罪法典は現在に至るまでフランスの刑事手続を特徴付けている重要な原理を確立している。それは民事・刑事の司法の一体性、訴追、予審、判決の機能分離、陪審制による重罪事件以外の事件についての二審制等の原則である。

公訴権と私訴権に関しては、検察官が公訴原告であることがより明確に規定され（1条）、治罪法典は近代的な刑事手続法の体裁を整えたことになる。しかし、同時に治罪法典が損害賠償を民事上の問題として排除することなく、私訴原告人となる被害者の手続上の権利を保障することによって重視していたことは注目に値する。

六 治罪法典以降の発展

(1) 公訴権の変容

治罪法典は執行権に属する官吏である検察官に公訴権の行使を委ねるという定式を確立した。しかしながら、治罪法典の公訴権の定義付けは革命暦4年の罪刑法典が公訴権が本質的に人民に属することを明確に宣言していたことと比較するとやや後退している。すなわち、治罪法典1条は「刑の適用のための公訴権は法律によってそれを委ねられる官吏にしか属さない。」と規定するのみで、公訴権の人民帰属性は明らかにされていなかったのである。また、検察官も専ら処罰を促進すべき官吏と捉えられており、条文上は起訴法定主義が採用⁽¹⁶⁾されていた。

フランスでは公訴権の人民帰属性の理念を後退させて成立した検察官訴追の原則も、他のヨーロッパ諸国にとっては糺問手続脱却のための到達目標であった。殊にドイツにおいて検察官訴追の国家訴追主義、起訴独占主義という意味付けがなされ、公訴権が検察官に専属するものと解されるようになるのも治罪法典による公訴権の変容と無縁ではないであろう。⁽¹⁷⁾しかし、検察官訴追の母国であるフランスにおいては公訴権の理念はその後の運用の中で変化し、私訴権

との関係では検察官の専権を否定する方向へ向かうことになる。

(2) 起訴便宜主義と被害者訴追

治罪法典は激増した犯罪に対して訴追を促進して対処しようとする政府の目的に沿って起訴法定主義を採ったが、施行後社会が平穩になり、必罰的な司法運用の必要がなくなると起訴便宜主義的な運用が行なわれ始めた。起訴便宜主義は先ず1817年3月8日の司法省通達によって各検事局の実務上の指針とされ、⁽¹⁸⁾破棄院の判例も検事局の実務を追認するに至った。⁽¹⁹⁾ 検察官に予審請求を行なわない権限を認める起訴便宜主義は検察官と訴追を望む被害者との利害対立の可能性を孕んでいたが（被害者が直接呼出によって訴追権を行使し得ることが明確であった違警罪、軽罪についてはこの問題は生じなかった。）、被害者が私訴原告人となる場合には検事局は訴追を拒否しないという態度を取ったため、このような利害対立が表面化することはなかった。⁽²⁰⁾

ところが、1880年に至って被害者が告訴し、私訴原告人となろうとしたにも拘らず検察官が予審請求を拒否する例が現われ、被害者の権利と検察官の訴追裁量権との関係が実務上も問題となりはじめた。問題となった事案は、修道院内の住居から行政処分（*mesure administrative*）によって退去させられた市民が政府機関の処分を住居侵入等の犯罪を構成するとして告訴したというものであった。⁽²¹⁾ この告訴に対して検事局が訴追を拒否したため、被害者は予審判事の前で私訴原告人となることを申し立てて刑事手続を開始させようとした。この事例で、ボルドー控訴院の首席裁判官は検察官の予審不開始の請求に反してでも予審裁判官が有効に事件を受審し得るとする決定を下した。この決定は判例上初めて予審を経る場合にも私訴原告人による公訴権の始動を認めるものであったが、行政処分の問題でもあったため権限争議の申立を受けた。権限争議裁判所は私訴原告人の告訴は公訴権の行使を構成せず、また知事等に対する訴えは刑事裁判所の管轄に属しないという理由でボルドー控訴院の決定を無効と⁽²²⁾した。そのため私訴原告人の公訴権始動の権利は明確にされずに終わった。⁽²³⁾

このような実務の状況に対し、政府は治罪法典の全面改正法案（1882年）の中に私訴原告人の公訴権始動の権利を規定して立法的解決を計ろうとした。しかし、この改正法案は結局成立せず、問題の解決は後の判例に委ねられることになった。⁽²⁴⁾

(3) 学説の展開

このような実務の流れや立法化の動向の中で学説上は被害者の公訴権始動の権利を肯定する見解が多数を占めるようになった。もっとも、治罪法典制定後しばらくの間は、公訴権の行使を検察官の専権と解して被害者の公訴権始動の権利を直接呼出の場合に限定し、予審を経る場合には被害者の訴追権を認めない見解も存在した。このような見解はマンジャン (Mangin) によって代表される。彼によれば私訴原告人が予審を開始させる権利を持たないと解される根拠は次の通りである。

①治罪法典は公訴権の行使を独立した司法官に委ねて公訴権の公正を期している。もし公訴権が被害者の扇動に道を譲るとすれば法典が目指した公訴権の公正が失われる。

②公訴権は社会の一般的利益の保護を目的とする。この目的が検察官によって追求されることは法典自体も判例も認めている。

③検察官が訴追の便宜について評価を下す者であることを否定することは検察官制度を損なう。軽罪、違警罪についての私訴原告人の権利は真の例外と見做されなければならない。

④刑事裁判所で私訴権を行使し得ることを認めた治罪法典3条は私訴原告人が検察官の公訴に付随して民事上の訴えを提起できることを認めているにすぎない。⁽²⁶⁾

これに対して、私訴原告人の公訴権始動の権利を全面的に認める見解はエリー (Faustin Hélie) によって代表される。エリーは深い歴史的研究と自由主義的観点から私訴原告人の権利を重視する立場を取り、次のような根拠を挙げている。

①治罪法典起草時に大法官カンバセレスは被害者が私訴原告人となる時には検事がそれを抑制する必要はないと述べていた。治罪法典が私訴原告人に当事者の資格を与えていることから見てもこのような発言を行なった立法者達が私訴原告人の公訴権始動の権利を否定していたとは考えられない。

②私訴原告人が裁判官に訴える権利は市民が16・17世紀まで行使していた古い弾劾の権利の名残であり、この権利はいつの時代においても一種の公的自由、抑圧に対する抵抗の手段、訴追を免れるほどの力を持った者に対する裁判を保障するものと見做されていた。

③被害者は私訴原告人とならずに告訴だけに止めることもできる。この場合ですら被害者は手続の開始を促すことができる。私訴原告人となる被害者は訴訟費用を供託し、敗訴すれば被告人から賠償を請求される危険に身をさらして刑事手続の当事者になる。このような別の保証手段を提供する私訴原告人には単なる告訴人以上の権利、すなわち検察官の介入なしに手続を開始させる権利⁽²⁶⁾が与えられなければならない。

以上のような学説の対立は私訴権を単なる民事上の賠償請求権と捉えるか否か、刑事司法の歴史の中で私訴原告人が担ってきた役割を重視するか否か、検察官の権限に対するコントロールを認めるか否かという認識の違いから生じている。そして結局、この対立は国家と個人の関係をどう捉えるかという価値対立⁽²⁷⁾に帰着せざるをえない。ともあれ学説上は19世紀後半以降の自由主義的風潮の中で検察官の専権という国家主義的な思考が却けられてゆき、エリーの主張する第2の説が優位を占めるに至った。

(4) Laurent-Atthalin 判決

以上のような学説の展開を受けて、破棄院の判例も治罪法典制定後約100年を経てようやく私訴原告人の公訴権始動の権利を明確に宣言するに至った。実際にこのような解決を示した1906年12月8日の破棄院刑事部判決に際して、報告判事ローラン・アタラン (Laurent-Atthalin) は訴追制度の歴史的発展、治罪法典の下での学説の展開を詳細に検討した報告書の中でエリーらのより自由主義的な体系が支持されるべきであると述べていた。破棄院刑事部はこの報告書の結論に従って予審を拒否された私訴原告人の異議申立を受理して予審を命じたパリ控訴院重罪起訴部の決定を支持し、次のように判示した。⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾

①治罪法典63条、3条の規定によって被害当事者は予審判事に事件を受理させ、公訴権を始動させることができる。これらの規定は検察官の公訴権行使を定めた同法典1条の原則の例外をなしている。そう解さなければ刑事裁判所における私訴権の行使を認めた規定が無目的な (sans objet) ものになってしまう。

②63条の規定によって私訴原告人は、検察官の請求の如何に拘らず予審判事に予審を義務付けることができる。この義務は事案が全く訴追をもたらし得ない場合又はそれが刑法上の罰条 (qualification pénal) に該当しない場合にしか消滅しない。

③従って、私訴原告人の異議申立を受理して予審を命じたパリ控訴院重罪起

訴部は何らの権限逾越も法律違反も犯していない。

判例はこの判決以後も私訴原告人の権利を検察官と同等に広く認める姿勢を示した。例えば1925年5月28日の破棄院刑事部判決は、私訴原告人による予審請求が被疑者不明の場合も行われ得ることを認め、予審を開始させる権限⁽³⁰⁾に関しては検察官と私訴原告人が全く同等であることを承認した。

(5) 濫訴に対する対応

このような被害者の権利拡大の傾向の中で19世紀末から、特に直接呼出の場合に私訴原告人による濫訴が問題とされ始めた。特に、予審を経る場合のように訴追に対する裁判官のチェックが及ばない直接呼出の場合には軽率な訴追が行われたり、脅迫やスキャンダルを暴くための手段として私訴権が行使される例もあることが指摘されていた。⁽³¹⁾判例も私訴原告人による予審請求に対して予審免訴 (non-lieu) の決定があり、私訴原告人が異議申立をしなかった場合には治罪法典246条による再度の予審請求は私訴原告人には認められないとする濫訴抑制の方向⁽³²⁾を示した。このような学説、判例の動きを受けて、立法者も軽率な訴追によって損害を受けた被疑者に簡便に損害賠償を認める手続を設けるに至った (治罪法典70条2項以下)。

以上のように治罪法典の下で被害者の訴追権は実務上整備された形を取りつつあった。また、訴追制度以外の局面でも新たな法準則が形成され、学説も市民的自由を重視する自由主義的見解が多数を占めるようになっていたが、治罪法典は制定時の立法者の権威主義的傾向のために必ずしも市民の権利保護の要請に適合しない規定を多く含んでいた。もちろん部分改正は数次にわたって行われていたが、それはこの要請に十分応えるものではなかった。

(6) 刑事訴訟法典の制定

治罪法典の全面改正作業は1879年から行われたが、第2次世界大戦前の改正案はいずれも成立しなかった。戦後は戦争終結直後から1938年の草案を見直す作業が始められた。この任に当たったのはドンヌデュー・ド・ヴァーブル (Donnedieu de Vabres) を委員長とする司法改革委員会であった。この委員会の作成した草案は1949年に発表された。⁽³³⁾ところがこの草案は検察官に捜査、訴追の権限とともに広範な予審権限を与えようとしていたため、治罪法典以上に市民の自由を危険にさらすとして法曹全体の激しい非難を浴び、結局この草案による立法化は断念された。

そこで新たな草案の起草が破棄院検事長であったベッソン（Antonin Besson）⁽³⁴⁾を長とする委員会に命じられ、この委員会の草案が新しい法典の基礎となった。公訴権と私訴権、捜査、予審の規定を含む法律は刑事訴訟法典第1部として1957年12月31日に公布された。法典の残りの部分は第5共和制の成立後法律の効力を持つ緊急政令として1958年12月23日に公布され、1959年3月2日から施行された。⁽³⁵⁾

新しい法典は公訴権と私訴権に関しては判例の解決を実定法化し、部分改正法を取り込んでいる。先ず、ローラン—アタラン判決の結論は公訴権が「被害当事者によっても始動され得る。」と規定する1条2項によって明確に認められた。また、軽率な訴追に対する特別の賠償手続、再度の予審請求の検察官専属性は91条、190条に規定された。

(7) 私訴権の新たな展開

被害者の訴追権（公訴権始動の権利）を明確に規定した現行刑事訴訟法典の下で、被害者の権利としての私訴権は新たな展開を見せている。それは①団体の私訴権の拡大、②被害者の救済、補償の重視という2つの方向で現われている。ここではこの2つの方向を概観するに止め、私訴権の現代的意義についての検討は後日に期したい。

団体の私訴権は労働組合、医師会等の職業組織については刑事訴訟法典制定以前から個別的な法令に基づいて認められていた。刑事訴訟法典制定後は被害者の訴追権をてこにして各種の団体が私訴原告人として活動することを認められている。⁽³⁶⁾また、刑事訴訟法典自体も各種の非営利的団体に私訴原告人としての資格を与えるに至っている。⁽³⁷⁾

被害者の救済、補償の重視の傾向は1977年に国家補償制度が導入されたことによって新たな展開を見せている。もともと被害者が私訴権を行使して損害賠償を請求し得るフランスの刑事手続は被害者の救済には好都合な面を持っていたが、私訴手続の再活性化、国家補償の充実によって被害者の損害填補の実質化が計られている点は注目に値する。⁽³⁸⁾

七 おわりに

本稿ではフランス刑事訴訟法の歴史における公訴権と私訴権の生成、発展の概略を述べてきた。国家の政治形態と深く関わる訴追制度の歴史研究としては

なお不十分であったかもしれないが、ここで一応以上の考察から明らかになった問題点を示して結びに代えることとする。

フランス刑事訴訟法においては、被害者は初期の弾劾手続の時代からほぼ一貫して訴追に関与し、刑事手続上賠償を求める権利を保持しつづけてきた。フランスにおいては、検察官訴追の原則の確立以後は検察官訴追と被害者訴追が併存することになったが、この特色ある訴追制度は被害者に検察官の訴追裁量権に対する強いコントロールを認めるものである。それとともに私訴権を単なる民事上の訴権でなく、刑事法上の特殊な性格を持つ権利であると解する見解も有力に主張されるようになって⁽³⁹⁾いる。これらの見解を検討しつつ、私訴権の現代的展開をフォローし、その意義を検討することは今後の課題としたい。

<註>

- (1) Hélie, *Traité de l'instruction criminelle*, 2 éd., Paris, 1866, T.1, N° 454. 但し、本稿では能くしえなかったが、革命期の刑事司法の評価に当たっては、より詳細な検討が必要であろう。
- (2) Esmein, *Historire de la procédure criminelle en France*, Paris, 1882, pp.481—485. 草案に付された起草委員ウダール (Oudart) の意見は大部分を陪審制の擁護論に割いており、陪審制の存廃には高い関心が示されている。V.Loqué, *La législation civile, commercial, et criminelle en France*, Paris, 1827—32, T.25, pp.1—53. 治罪法典の起草過程については、岩井昇二「フランスにおける刑事訴追(二)—その予審を中心とした歴史的考察」警察研究36巻2号87頁以下参照。
- (3) 各裁判所の意見は、大勢としては陪審制の廃止に傾いていた。V.Esmein, *op.cit.*, pp.485—499.
- (4) Loqué, *op.cit.*, T.25, pp.206 et suiv..
- (5) Loqué, *op.cit.*, T.24, pp.11—12. 手続に関しては陪審制の存廃を中心に8つの問題点が挙げられていた。この8つの問題点については、岩井前掲論文97頁註(41)参照。但し、第4の問題点は忌避に関するものである。
- (6) Loqué, *op.cit.*, T.24, p.48.
- (7) Loqué, *op.cit.*, T.24, pp.108—112. このとき採択された草案の1条から4条までは治罪法典にもほぼそのまま取り入れられている。
- (8) Loqué, *op.cit.*, T.24, pp.418—419.
- (9) Loqué, *op.cit.*, T.24, pp.552 et suiv. : Hélie, *op.cit.*, N° 457.
- (10) Loqué, *op.cit.*, T.24, pp.620 et suiv.. なお、國務院の審議では同時に民事・刑事の裁判所の統一—帝国裁判所 (Cour impériale) の設置—も決定された。
- (11) Loqué, *op.cit.*, T.25, pp.124—129. ここで言う予審行為 (actes d'instruction) は搜索、押収、被疑者の身柄拘束などの強制処分を指している。判決裁

- 判所への移送の可否を判断するための予審行為（強制処分を含む）は現在でも訴追と予審の機能分離の観点から予審判事の権限とされている。この点につき、澤登佳人「フランス刑事訴訟法における『判決手続と訴追・予審との機能分離の原則』と『陪審制度・自由心証主義および口頭弁論主義の一体不可分性』」法政理論16巻2号121頁以下参照。なお、V.Stefani, Levasseur et Boulloc, *Procédure pénale (Précis Dalloz)*, 13 éd., Paris, 1987, pp.639 et suiv..
- (12) Hélie, op.cit., N^o 461—464.
 - (13) Locré, op.cit., T.25, p.147.カンパセレスのこの発言からは、被害者が直接公訴権を始動させるか否かは明確でないが、後にエリーによって被害者の訴追権の根拠として援用されている（後註(26)）。
 - (14) Locré, op.cit., T.25, pp.285 et 288. 成立した治罪法典では145条（違警罪）、182条（軽罪）に直接呼出の規定が置かれている。
 - (15) Garraud (R), *Traité théorique et pratique d'instruction criminelle*, Paris, 1907, T.1, N^o 21—22 ; Stefani, Levasseur et Boulloc, op.cit., N^o80.
 - (16) 治罪法典47条,54条は検察官に認知した全ての犯罪について予審請求を義務付けていた。なお、V.Garraud, op.cit., N^o90
 - (17) 治罪法典の普及については、澤登佳人・澤登俊雄著「刑事訴訟法史」風媒社、1968年、165頁以下参照。
 - (18) Hélie, op.cit., T.2, N^o568.
 - (19) Cass. crim. 8 dec.1826, *Recueil Sirey*, 1825—27, p.479.
 - (20) V.Rapport Laurent—Atthalin, *Recueil Dalloz*, 1907, 1, p.207. なお、この報告書 (rapport) は破棄院の判決（後述註(29)）に付されたものであるが、被害者の権利と検察官の権限について詳細な検討を加えており、有益な資料である。
 - (21) Rapport Laurent—Atthalin, op.cit., p.209. 同様の告訴はこの時期に多数あったようである。
 - (22) Bordeaux 11 août 1880, V. *Recueil Dalloz*, 1881, 3, p.20.
 - (23) Trib. des conflits 22 dec.1880, *Recueil Dalloz*, 1881, 3, pp.20—21. 権限争議裁判所については、山口俊夫「概説フランス法（上）」東大出版会、1978年、255頁以下参照。
 - (24) Rapport Laurent—Atthalin, op.cit., pp.209—211.
 - (25) Mangin, *Traité de l'action publique et de l'action civile en matière criminelle*, 3 éd., Paris, 1876, N^o 14—20.
 - (26) Hélie, op.cit., T.1, N^o 516—524.
 - (27) Rapport Laurent—Atthalin, op.cit., p.208. ; Roux, *Le ministère publique et la partie lésée*, thèse Paris, 1893, pp.21 et suiv..
 - (28) この判決は報告判事の名に因んで Laurent—Atthalin 判決と呼ばれている。この判決の意義については、V.Pradel et Varinard, *Les grands arrêt du droit criminelle*, T.2 Paris 1984, pp.9—19(Observation Pradel).
 - (29) Cass. crim 8 dec. 1906, *Recueil Dalloz*, 1907, 1, pp.215—216.

- (30) Cass. crim 28 mai 1925, *Recueil Sirey*, 1926, 1, pp.140—141.
- (31) Batiffol, La citation directe, *Revue critique de législation et de jurisprudence*, 1930, pp.472 et suiv. ; Rapport Laurent—Atthalin, op. cit., pp.214—215.
- (32) Cass. crim 16 nov. 1929, *Recueil Dalloz*, 1929, 1, pp.145 et suiv. ; Cass. reun. 29 janv. 1931, *Recueil Dalloz*, 1931, 1, pp.89 et suiv..
- (33) Vouin, Le projet de réforme de Code d'instruction criminelle, *Recueil Dalloz*, 1950, chr. p.37.
- (34) Besson, Esquisses d'une rénovation de notre procédure pénal, *Recueil Dalloz*, 1955, chr. pp.55 et suiv..
- (35) Stefani, Levasseur et Bouloc, op.cit., N°90.
- (36) 団体の私訴権については, V.Stefani, Levasseur et Bouloc, op.cit., N°s 184 et suiv..
- (37) 刑事訴訟法典 2-1 条~2-6 条参照。
- (38) 被害者の権利を強化する立法の動向について新倉修「立法紹介」日仏法学13号151頁以下参照。
- (39) Vidal, Observations sur la nature juridique de l'action civile, *Revue de science criminelle et droit Pénal comparé*, 1963, pp.483 et suiv..

(筆者の住所：〒167 杉並区桃井4-9-9 コーポ桃井105号)